

芳賀町三層ネットワーク保守業務
仕様書

令和8年5月

第1章 業務名称

芳賀町三層ネットワーク保守業務

第2章 本案件の概要

2.1 目的

本町では平成27年12月25日付総行情第77号総務大臣通知（「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」）に基づいて、平成28年度より三層分離構造の庁内ネットワークを運用してきた。

今回、総務省の提示する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」や「自治体DX推進計画」を鑑み、三層ネットワークの保守体制を見直し、安定的なネットワークの運営、業務効率性・生産性の向上及びセキュリティの強化を図ることを目的とし庁内ネットワーク保守業者の選考を実施する。

2.2 基本方針

芳賀町三層ネットワーク保守業務の基本方針を以下に示す。

- (1) 総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の準拠を基本とする。
- (2) 三層分離モデル（総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」参照）はαモデルとし、セキュリティを担保した上で可能な限りの利便性向上策、運用負荷低減策を導入し業務効率の向上を図る。
- (3) 自治体DXを念頭に置き、職員・来庁者双方がメリットを享受できるネットワークの整備を図る。
- (4) 災害及び障害発生時にも業務が継続できるネットワークの整備を図る。

2.3 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、芳賀町三層ネットワーク保守業務内での機器設備、設定変更、動作検証、教育、各種調整及び保守等、受注者が実施する全ての事項に適用する。

2.4 名称及び数量

芳賀町三層ネットワーク保守業務 一式

2.5 業務期間

業務期間：令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

2.6 業務場所

本業務については、主に以下の拠点を範囲とするものとし、詳細については本町と協議の上、作業を実施すること。

表. 業務場所一覧

| 項番 | 拠点名 | 住所 |
|----|-----------------|---------------------|
| 1 | 芳賀町役場 | 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020 |
| 2 | 芳賀町立祖母井保育園 | 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井293-1 |
| 3 | 芳賀町民会館 | 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井548-1 |
| 4 | 芳賀町生涯学習センター | 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井2552 |
| 5 | 芳賀町生涯学習センター水橋分館 | 栃木県芳賀郡芳賀町大字西水沼2254 |
| 6 | 芳賀町総合情報館 | 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井南1-1-1 |
| 7 | 芳賀町武道館 | 栃木県芳賀郡芳賀町大字与能1142-1 |
| 8 | 芳賀町保健センター | 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井南1-6-1 |

2.7 検査

本業務の完了後に本町による検査を行う。なお、検査には受注者が立ち会うこと。

検査は、別途定める検査基準書に基づき実施し、合否判定は本町担当者及び監督員が行う。不合格の場合は受注者の負担で期間内に是正し、再検査を受けること。

2.8 成果物

受注者は以下のドキュメントを本町が指定するセキュアな電子媒体又はLGWAN 経由のファイル転送手段により提出すること（詳細は契約締結後に本町が指示する）。なお、本町の職員が使用するLGWAN 接続系 PC（以下「職員用 PC」という）で読み取り可能な形式で提出すること。

本業務において作成された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本町に帰属する。受注者は本町の承諾なしに第三者に開示・提供してはならない。

また、第三者が著作権その他の権利を有するものについては、受注者の責任において必要な権利処理を行い、これに要する費用は受注者が負担する。

(1) 作業実施計画書

(ア) 本事業の実施に当たり、業務全体の管理について、工程表や作業体制等を明記した作業実施計画書を契約締結後5日以内（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）に提出し、本町の承諾を得ること。

(イ) 工程や作業体制に変更が生じた場合は、本町と協議の上、実施することとし、新規作業実施計画書をその都度提出すること。

(2) 構成図

ハードウェア構成図、ネットワーク図、機器及びソフトウェア等設定情報一覧、その他本町の指示

する資料を提出すること。(業務着手前現況は町から提供する)

(3) 設計書

各種計画に基づき、本業務に係る設計資料を提出すること。

(4) 変更履歴書

保守業務に関し設定の変更を伴う場合は、変更履歴を記載した書面を提出すること。

(5) 作業報告書

保守作業等の作業報告書を提出すること。

(6) 保守レポート

月次の保守レポートを作成し提出する。

(7) 運用管理手順書

(ア) 本町情報システム担当者が日々のオペレーションや障害発生時に参照可能な運用手順書を作成すること。

(イ) 本町情報システム担当者がスキルを有することを前提とし、バックアップやパッチ適用等、最低限必要と考えられる項目に対して記述されていること。

(ウ) 障害等発生時の一次切り分けの際に利用できる内容であること。

(エ) 故障したときの対応手順書(役割分担、連絡先等)を作成すること。

(オ) 全機器・ソフトウェアの認証情報(パスワード等)一覧を作成すること。

(8) その他の成果物

その他、本町との協議の上、必要と判断された成果物があれば、別途提出すること。

第3章 情報システムの現況

3.1 基本構成

- (1) 可用性を確保するために、直接サービスに関わる機器は二重化構成とし、単一障害点が無い設計としている。
- (2) 同一の種類の機器に関しては、機種及び型番・スペックを全て統一することとしている。
- (3) ソフトウェアはバージョンを統一することとしている。
- (4) サーバやスイッチ等の機器については、無停電電源装置(UPS)の導入や、PoEに対応したネットワーク機器等の導入により、瞬時電圧低下対策を図ることとしている。
- (5) 導入する機器を構成するハードウェア及び実装されるソフトウェアのうち、JIS等の国内規格、ISO等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準拠していることとしている。
- (6) 本業務対象機器は可能な限り省スペース設計、省電力設計である。
- (7) ハードウェア及びソフトウェアは、製品の動作が保証又は確認されたもので構成している。
- (8) 各サーバは、離席時に、不正操作から保護するための対策が為されている。
- (9) 将来におけるハードウェア・ソフトウェアの増強・ネットワークの拡大・接続機器の増設及び拡張のため、互換性・移植性・接続性を確保でき柔軟に対応できるよう標準化が考慮されている。
- (10) 通報設備は、ZabbixEnterpriseAppliance(LGWAN接続系仮想サーバ内構築)を使用している。

3.2 ネットワーク構成

三層分離モデルは α モデルとし、分離イメージ、ネットワーク構成を「別紙2_三層ネットワーク図」に示す。また、以下の要件を満たすネットワークを構成している。

(1) 現行構成

- (ア) 現行構成は「別紙2_三層ネットワーク図」のとおり。
- (イ) 役場庁舎と出先庁舎との回線は、芳賀町自営光回線により接続している。
- (ウ) 現行システムとは別に、個別システムの公衆無線 LAN 機器及び LAN ケーブルが設置されているので留意すること。

(2) 全体事項

- (ア) 24時間365日安定稼働が可能な安全かつ安定したネットワークを構築しており、更なるセキュリティの強化に対応した構成となっている。
- (イ) 可用性を高める仕組みとして複数の機器・配線等による多重化を行い、部分的に障害発生時等に自動的に他の機器へ機能を振り替える冗長化構成となっている。
- (ウ) 万が一発生したネットワーク障害の状況について、本町職員でも容易に把握でき、一次対応ができる構成を目指している。
- (エ) 定期的なバックアップ等により、機器のシステム設定やデータの復旧が可能な構成となっている。
- (オ) 現行ネットワークと比較して運用が効率化され管理負担が軽減される構成を提案すること。
- (カ) サーバ、コアスイッチは指定のサーバ設備設置場所に設置されている。
- (キ) 異なるネットワーク間にファイアウォールが設置されている。
- (ク) 主要なサーバネットワーク機器メーカーについて、サーバは富士通製及び HP 製、ファイアウォールは Fortinet 製、スイッチは YAMAHA 製を設置している。

(3) 個人番号利用事務系

- (ア) LGCS (LGWAN Government cloud Connection Service) を経由したガバメントクラウドに接続するためのファイアウォールを設置している (コールドスタンバイ)。デジタル庁の定める標準仕様書に適合した通信ができるようガバメントクラウド側及び LGWAN 接続系と調整を行う。
- (イ) 運用上の変更の必要がある場合は、本町と協議の上対応すること。

(4) LGWAN 接続系

- (ア) eLTAX・ぴったりサービス等、一部 LGWAN-ASP と個人番号利用事務系システムとの特定通信を見込んでいることに留意すること。
- (イ) 上記 (ア) の特定通信を除き、原則、他のネットワークとの通信ができないよう隔離されたネットワークとすること。

(ウ) 現行 J-Alert 等の外部接続についても支障のないように設定されている。

(5) インターネット接続系

(ア) LGWAN 接続系からのインターネットへの接続は、芳賀町で調達した仮想ブラウザ方式での接続としている。

(イ) LGWAN 接続系からのインターネットへの接続は、栃木県セキュリテイクラウドを経由する。

(6) 無線 LAN

現在、個人番号利用事務系の有線接続している。個人番号利用事務系の物理 PC、プリンタ機器は、現行同様、フロアスイッチから各 HUB を通して有線を各操作端末に接続する。LGWAN 接続系とインターネット接続系の無線物理回線は、単一回線とし、インターネット接続系を L2VLAN にて分離した無線 LAN で構築している。

(ア) LAN ごとに SSID を設けた上、SSID は当該 LAN に割り当てられる VLAN に紐づけられ、他の LAN との通信の混在は起きないようにされている。

(イ) 無線 LAN アクセスポイント（以下「無線 AP」という。）の設定変更等を円滑に行う為、仮想無線 LAN コントローラーによる集中管理機能を実装している。

(ウ) 無線 LAN は、利用可能エリアを設定し、エリア内で常時安定的に接続できる環境としている。

(エ) AP の台数は、「別紙 5_芳賀町役場無線 AP 接続図」のとおりとする。

(オ) 無線 AP については、各フロアの天井等へ設置してある。

(カ) 各階のフロアボックス内にフロアスイッチを設置し、各フロアの無線 AP までの LAN 配線を実施済。

(キ) 無線ネットワークが途切れる等の不安定な状態に陥った場合は、調査を行い、無線ネットワーク環境が安定するまで設定変更（チャンネル変更、アクセスポイントの取替え、増設含む）を行うこと。

(ク) 無線 LAN では IEEE802.11b/g/n/ax (2.4GHz 帯) 及び IEEE802.11a/n/ac/ax (5GHz 帯) を同時に利用できるものとする。

(ケ) プリンタ

有線 (LGWAN 系及びインターネット系は別配線) によりフロアスイッチ各 HUB を通じて接続されている。

(コ) 無線 AP は YAMAHA 製を設置している。

(サ) 無線対象拠点については、「2.6 業務場所」記載の場所及びサーバ室とする。

3.3 インターネット接続環境

職員用 PC (LGWAN 接続系) からインターネットに接続するための接続環境を構築している。

(1) 接続方式は、仮想ブラウザ方式とする。

(2) 遅延のないよう安定した接続環境であること。

3.4 メール振り分け

LGWAN 接続系端末のメーラーのみで LGWAN 接続系及びインターネット接続系のメール送受信が完結できる環境を構築している。

メールを送信した際に、ドメイン等でインターネットメールと LGWAN メールとの自動振り分けを行っている。

3.5 メール無害化

インターネット系から LGWAN 系へ転送するメールについては、栃木県セキュリティクラウドの機能によるファイル・メール無害化機能を利用する。

3.6 ファイル交換・ファイル無害化

異なるネットワーク系統間でファイルの受け渡し及び無害化を行う仕組みを構築している。

- (1) 次のネットワーク間のファイル転送について、ファイルの無害化処理を行うシステムは以下のとおりである。
 - (ア) インターネット接続系ネットワークから LGWAN 接続系ネットワーク
栃木県セキュリティクラウドの機能により実装済。
 - (イ) LGWAN 接続系ネットワークから個人番号利用事務系ネットワーク
現在未実装で、今後の実装を想定。

3.7 個人番号利用事務系接続環境

個人番号利用事務系に接続するための接続環境については以下のとおりとする。

- (1) 特定の通信を除き独立したネットワーク配下の単独 PC とする。
- (2) 基幹系システムの設定及び変更は、既存サーバ保守ベンダーと協力すること。また、その費用に関しては、本事業内に含むこととする。

3.8 規模に関する事項

別紙を参考に規模を見込み、見積及び作業スケジュールを見込むこと。

- (1) ネットワーク環境の規模
「別紙 2_三層ネットワーク図」及び「別紙 1_芳賀町組織一覧」を参考に見込むこと。
- (2) ユーザ・端末の規模
「別紙 1_芳賀町組織一覧」及び以下の現行端末数を参考に規模を見込むこと。

表. 現行端末数

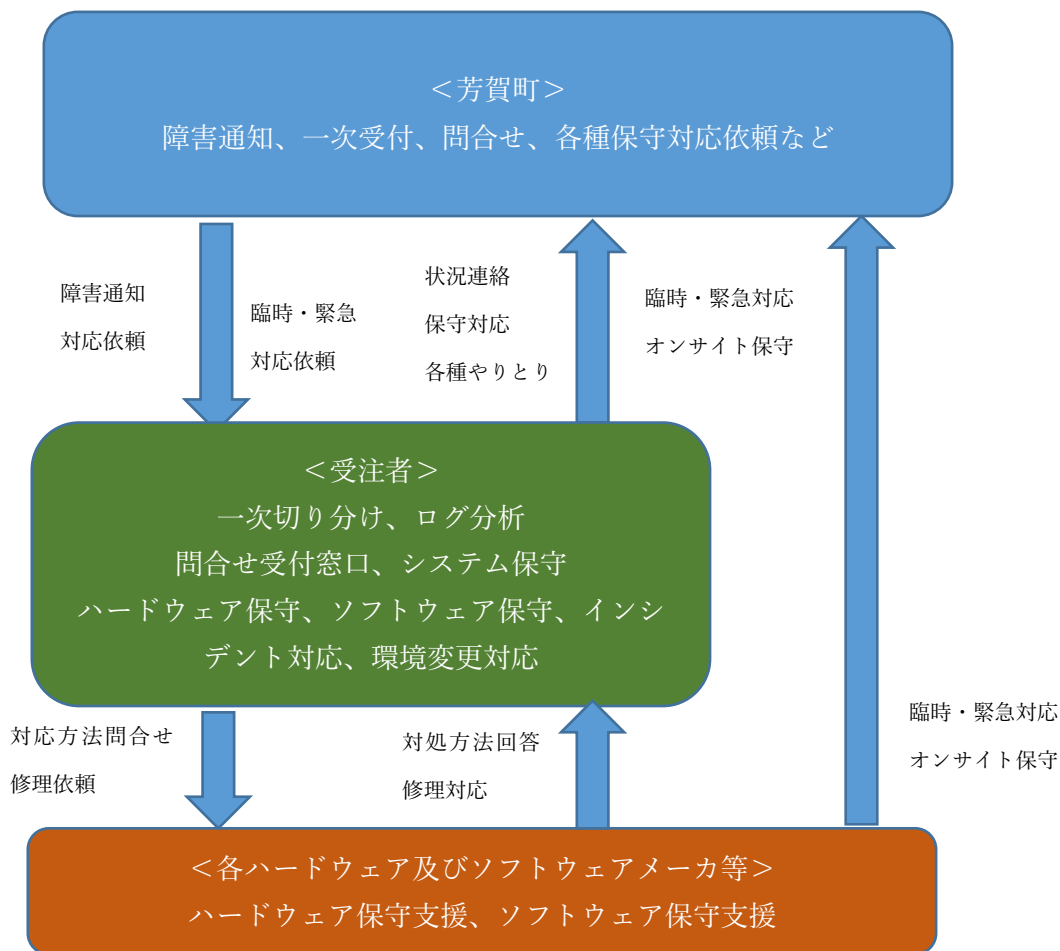
| 接続系統 | 端末数 (概数) |
|------------|----------|
| 個人番号利用事務系 | 70 |
| LGWAN 接続系 | 300 |
| インターネット接続系 | 50 |
| 合計 | 420 |

第4章 保守要件

4.1 基本要件

- (1) 受注者は、下記に示す条件を満たす保守体制に基づき対応すること。なお、保守体制に基づく対応とは、問合せ受付窓口対応、ハードウェア保守対応、ソフトウェア保守対応、インシデント対応、環境変更対応の総称を示すものとする。

図 保守体制



- (2) 保守期間は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとする。なお、保守期間中にハードウェア及びソフトウェアのサポート期間が終了しないこと。
- (3) 障害発生時には、本町及び障害に関連する本町の他の現行システム保守業者（以下「保守業者」という。）と綿密な調整・連携を行い、受注者の責任と負担で保守作業を行うこと。
- (4) 保守対象機器について、技術的サポートを行うこと。また、今後の運用中に保守対象機器と他の機器との接続及び別途調達した本ソフトウェアを本町がインストールするような場合、本町と密接に連絡がとれる体制にあり、連絡があった場合は支援すること。
- (5) 保守対応は日本語で実施すること。

- (6) 保守業務を行うにあたっては、芳賀町 DX 推進アドバイザーからの状況説明や技術的支援を受けることができる。保守業務を行うにあたっては、芳賀町及び芳賀町 DX 推進アドバイザーその他の関係者と協議しながら実施すること。
- (7) 受注者が遠隔保守を実施する場合は、事前に本町の承諾を得た接続手段 (VPN 等) を使用し、接続ログを全て記録・保存 (1 年間) するとともに、月次レポートに接続記録を添付すること。
- (8) 各ハードウェアに搭載されるオペレーションシステム (以下「OS」という。) 及び基本的なソフトウェアについて、本業務に於いて指摘されている脆弱性の有無を確認し、これを本町に報告し、本町と協議の上で納入期限までに修正モジュールの導入等適切な対策処理を施すこと。
- (9) 受注者は、本業務の全部又はネットワーク設計、設定、セキュリティ管理若しくは障害対応に関する部分を第三者に再委託してはならない。やむを得ず再委託する場合は、事前に本町の書面による承諾を得ること。
- (10) 受注者は、自社の業務継続が困難となった場合に備え、設計書・設定情報等を本町または本町が指定する機関に事前に提供し、業務の引継ぎが円滑に行われるよう協力すること。
- (11) SLA 数値基準
- ・ 重大障害：検知後 2 時間以内に技術者現地到着、8 時間以内に暫定復旧
(個人番号利用事務系・LGWAN 接続系・インターネット接続系のうち一以上のネットワークが全面的に利用不能となる障害)
 - ・ 一般障害：受付後 4 時間以内に調査着手、翌営業日までに原因報告
(重大障害以外の、業務継続に影響を及ぼすシステム障害)
 - ・ RTO (目標復旧時間)：1 2 時間以内
 - ・ RPO (目標復旧時点)：直近 2 4 時間以内のバックアップから復旧
- 受注者が SLA を達成できない場合、以下のとおりとする。なお、天災・戦争・テロ等の不可抗力により本業務の履行が不能または著しく困難となった場合は、以下について適用しない。受注者は遅滞なく本町に書面で通知すること。
- ① 重大障害 SLA (現地到着・暫定復旧) の未達成：委託額のうち 10%減額
 - ② 一般障害 SLA (着手・原因報告) の未達成：委託額のうち 5%減額
 - ③ 上記①②の両方が暦月内に発生した場合：上限として委託額のうち 15%減額
 - ④ 連続 3 ヶ月において①または②が各月で発生した場合：本町は契約を解除できる
(解除通知：書面、猶予期間：14 日)
- (12) 本業務対象機器ソフトウェアのバージョン確定に当たっては本町と協議すること。
- (13) 本業務においては情報システムの構成における以下の脆弱性対策を実施すること。
- ・ 情報システムを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定すること。
 - ・ 脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握すること。
 - ・ 把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否を判断すること。対処したものに関して対処方法、対処しなかったものに関してその理由、代替措置及び影響を納品時に本町に報告すること。

- (14) 受注者は、本業務を通じて知り得た本町の情報（ネットワーク構成、設定情報、セキュリティ情報等を含む）を第三者に漏洩してはならず、契約終了後もその義務は存続する。違反時は、本町に対し損害を賠償する義務を負う。
- (15) 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報保護法に基づく安全管理措置を講じ、本町の定める情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (16) 各種災害（地震等）対策等を十分に考慮すること。

4.2 問合せ受付窓口対応

- (1) 受注者は、本町からの本システムに関する問合せや、各種保守対応依頼を一元的に受け付ける問合せ受付窓口を設けること。
- (2) 問合せ受付時間は、休日・祝日・休業日を除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までとする。ただし、本町が緊急かつ業務に支障をきたすと判断した場合は、この限りではない。
- (3) 受け付けた問合せをインシデントとして管理し、インシデントのクローズまで、対応を継続すること。
- (4) 障害について対応したときは、障害報告書を作成し、本町に報告すること。
- (5) 受付時間内は、電話によるサポートを随時行うこと。

4.3 システム保守対応

- (1) 重大障害発生時や切り分け困難時等、本業務範囲のハードウェア及びソフトウェアの各製造元（メーカー）が単独では解決できない事象発生を想定し、受注者において、ハードウェア・ソフトウェアで構成されるシステム全体の保守を実施すること。
- (2) 受注者は、対応依頼を受け付けた障害を解消するため、適切かつ迅速な対応を行うこと。
- (3) システム保守対応の対応時間は、問合せ受付窓口対応の受付時間に準ずる。ただし、対象製品の故障の重要度、緊急度が大きいと判断した場合に本町から要請した場合は、この限りではない。
- (4) 発生した障害に対して解析を行い、原因を究明し、再発防止策を検討すること。
- (5) 本業務に関する、本町からの問合せ、相談に応じること。
- (6) 月に最低1回の定期打合せ（現状の課題整理と解決策の提案）を実施すること。
- (7) 定期打合せに合わせて以下の内容を含めた保守レポートを作成すること。
 - ・ Windows-server-OS のクリティカルエラー
 - ・ ストレージ消費量の変化
 - ・ サーバとストレージのハードエラーまたは修理履歴
 - ・ バックアップ世代管理の成功失敗
 - ・ ログオン等の認証エラー（AD サーバーログオン時と無線 AP 接続時）
 - ・ Firewall レポート（危険な通信の件数 クリティカルエラーは詳細報告）
 - ・ ウイルス検出件数（ウイルス種別の分類を含む場合がある）

- ・ URL フィルタのブロック件数（クリティカルエラーは詳細報告）
 - ・ スイッチインタフェースの切断件数
 - ・ 無線ネットワークのエラー率（YAMAHA の場合 CRC エラーレート）
 - ・ 冗長化構成メインサブが切替実施の有無
- (8) AD ドメイン管理、SKYSEA 管理、グループウェア管理、メール管理、SKYDIV 管理、ウイルス対策ソフト管理、ファイルサーバ管理、無線 LAN システム管理、IP アドレス管理、WSUS 管理、Zabbix Enterprise Appliance 管理を保守範囲に含むものとする。

4.4 ハードウェア保守対応

- (1) 各ハードウェア障害時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、受注者の負担により常時正常な稼働を保証すること。
- (2) 本業務範囲の保守に関して、機器製造元が提供するハードウェア保守サービスに準ずる安定したサポート及び保守サービス品質の維持を図ること。なお、各ハードウェアの保守サービスレベルについては、原則オンサイト保守対応とするが、代替機器を準備してのセンドバック保守対応も可能とする。
- (3) 保守期間内における UPS の交換について対応すること。
- (4) 対象機器に障害が発生した場合、(2) の保守サービスレベルの範囲で、ハードウェア障害と判断された時点から、原則 1 営業日以内に技術者を派遣し、障害装置の修復、故障部品の修理にあたるものとする。なお、賃貸借及び保守期間中は、必要な交換部品を必ず提供することが可能なこと。
- (5) ハードウェアの修理又は交換を行う際に、ラックからの取り外しや、据え付け・調整作業が必要な場合は、実施すること。また、必要に応じて、本町と協議の上、設定内容の再投入等、設定作業を行うこと。
- (6) 修理対応後、障害箇所の修理又は交換後、機器が適正に機能するか動作確認すること。
- (7) 保守期間中、ハードウェアに対する修正ファームウェアの適用要否に関する情報を提供すること。
- (8) 保守対象範囲としては、別途指定する対象範囲内にあるサーバ機器、ネットワーク機器、通信配線（LAN ケーブル、光ケーブル、庁舎間自営光心線）、無線 LAN 機器（アクセスポイント等）、サーバ室の二次分電盤からの電源配線とする。

4.5 ソフトウェア保守対応

受注者は、ソフトウェア（OS 含む）に関する問合せ、セキュリティ情報等の提供、障害発生時における解決支援に対応すること。

- (1) 本業務内のソフトウェアに対する修正パッチ及び修正モジュールがメーカより提供された場合、本町からのこれらの適用要否の問合せに対しては対応を行うこと。
- (2) サーバの修正パッチ及び修正モジュールの適用については、受注者にて実施するものとする。な

お、適用中に不測の事態が発生した場合には、本町に遅滞なく報告すること。また、適用する時間帯は、「本仕様書 4.3 (3)」に関わらず、本町ネットワークのサービス停止が避けられない場合は、平日勤務時間外、土日及び休日作業実施日として検討し、本町の承諾を得ること。

- (3) SKYSEA、ウイルス対策ソフト、Windows バージョン等必要なソフトウェアのアップデートについて、町の協議の上定期的にバージョンアップを行うこと。

4.6 インシデント対応

受注者は、セキュリティインシデントを検知した場合、直ちに（2 時間以内を目安）本町に報告し、本町の指示に従い対応を行う。受注者は、緊急性が高いと判断した場合、本町の指示のもと被害拡大防止のための緊急措置（通信遮断等）を実施する。

受注者はこの支援作業を無償で実施する。また、個人情報の漏洩が疑われる場合は、発覚後 24 時間以内に受注者は速報資料の作成を支援し、個人情報保護委員会への報告を含む法定対応を支援すること。

4.7 環境変更対応

受注者は、芳賀町を取り巻く社会情勢や国県の求めるクラウド化等による仕様変更等の事情変更に基づき、保守業務の範囲内で設定変更を行うこと。ネットワークの物理・論理の根本的な変更（三層分離モデルの変更を含む）や新規サーバ・コアスイッチ機器の導入といった大規模改修を伴う設定変更については本業務とは別に行うものとする。

また、受注者は、次年度に向けて、事情変更に対応できるような全体の設計作成支援及び設計変更作成支援を行うこと。設計作成支援等に当たっては、芳賀町情報セキュリティポリシーの求める要件、技術的要件、情報政策担当職員及び原課職員の負担軽減、物理構成及び論理構成の見える化等を考慮して行うこと。

さらに、設定変更や設計作成にあたっては、職員及び他のネットワーク保守業者等の関係者との調整を適切に実施し、調整した内容を資料に落とし込むこと。

芳賀町が社会の変化に対応した DX を推進できるような基盤や環境を構築し維持すること。

第 5 章 役務作業要件

5.1 作業体制の条件

- (1) 本業務の確実な実施を担保するためのプロジェクト体制を整えること。
- (2) プロジェクト体制表の作成に当たっては、作業責任者、役割、連絡先を明確にすること。
- (3) プロジェクトマネージャを選任し、プロジェクトマネージャが本事業の責任者とする。
- (4) 原則としてプロジェクト体制の変更は認めないこととする。ただし、進捗に著しい遅れが発生した等で要員の追加及び作業担当者の変更がやむを得ない場合は、速やかに改善策を提示し、本町の承諾を得ること。
- (5) 本業務に係る業務を行う事業者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、本町から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

5.2 基本要件

- (1) 受注者は、契約後、5日以内に作業実施計画書（全体工程表、作業体制表等を含む）を提出すること。なお、作成に当たっては本町と十分に協議の上、承諾を得ること。
- (2) 本業務の開始日は、令和8年9月1日とする。本仕様書で要求する全要件について、本町が指定する設定を完了させ、開始日から業務を行えること。
- (3) 受注者は施行に当たり、法令に定められた手続きが必要な場合、関係各所に対し必要な手続を行うこと。また、手続き完了後は本町に報告すること。
- (4) 工事が発生する又は保守対象機器及び必要な資材の搬入を行う場合は、その1週間前までに詳細な施行及び作業内容、範囲、作業名、スケジュール及び使用車両を本町に報告し、承諾を得ること。また、本町が行うべき作業がある場合には、これを明示すること。
- (5) 保守対象機器は全て必要な環境構築及び設定がされている。
- (6) 受注者は、保守対応機器等の事前稼働検証、搬入・設置、各種ソフトウェアのインストール及び環境設定、動作確認、教育、研修、機器等の撤去・搬出等を行うに当たり、当該各作業の実施前に本町との調整の十分な時間的余裕をもって、各作業の実施等に関する工程表を作成し、本町と打ち合わせを行うこと。本作業の実施に当たって、既存本番システム・業務に影響を与えないこと。また、切替えに当たって、本町職員の負担を軽減する方策を検討すること。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項であっても、保守対象機器が正常稼働するため必要な物品の納入、調整作業等については、受注者の責任において用意、実施すること。本仕様書に基づく作業を実施するに当たり、保守業者の協力を得る場合は、本町及び保守業者と協議し、受注者の責任と負担において実施すること。
- (8) プロジェクトマネージャは業務の進捗状況全体を把握し、本町に対して内容及び結果を本町の指定する頻度で定期的に報告すること。また、本町からの業務等に対する問合せに対し、プロジェクトマネージャは速やかに対応するとともに、各工程の終了時においては、作業結果について本町の承諾を得ること。
- (9) 本町から受注者に対する指示、協議申し出は、全てプロジェクトマネージャを通じて行うものとする。
- (10) 本業務に当たり「行政機関の休日に関する法律」に定める休日を利用する等、極力本町職員の業務が停止しないよう実施すること。
- (11) 本業務に当たり本町ネットワークのサービス停止が避けられない場合は平日勤務時間外、土日及び休日作業実施日として検討し、本町の承諾を得ること。
- (12) 本業務に当たって、既存環境に設定、ツール等のインストールが必要となる際には、本町及び保守業者に設計等の情報を開示するとともに、本町からの指示に従うこと。
- (13) 使用するソフトウェアは、原則日本語版であること。ただし、ソフトウェア自体ユーザ・インターフェイスが英語であったとしても、マニュアル等が日本語であり、実際に利用するユーザが利用において支障をきすことがないと本町が判断した場合は、この限りではない。
- (14) 本業務にて取り扱う機器等については、仕様を満たす増設機器（メモリ及びハードディスク等）を全て取り付けられた形で正常動作の確認を行った後に搬入すること。

- (15) 本業務にて取り扱う機器等については、各々の作業場所における調整を行い、正常に動作することを確認すること。また、本システムが本町ネットワークや LGWAN 回線と連携して動作し、本町職員が使用している既存システムやアプリケーションが問題なく動作することを確認すること。なお、本町ネットワークや LGWAN 回線等、本業務を遂行するに当たり必要な詳細設定情報については、本業務の契約締結後に本町より提示する。
- (16) 保守業者間の各種調整等については、受注者の責任と負担のもとに実施することとし、その調整等による不都合、負荷等が発生しないようにすること。

5.3 芳賀町が目指すネットワーク及び保守の将来像

本業務に関して、令和9年度以降に以下の要件を実装する予定なので、実装可能な体制を見込むこと。

- (ア) 24 時間 365 日安定稼働が可能な安全かつ安定したネットワークを構築しており、更なるセキュリティの強化に対応した構成とすること。
- (イ) 可用性を高める仕組みとして複数の機器・配線等による多重化を行い、障害発生時等に自動的に他の機器へ機能を振り替える冗長化構成とすること。
- (ウ) 問題箇所の効率的な切分けと、障害等が発生している機器の速やかな特定が行えるよう、必要な情報を自動的に分析し提供する構成とすること。
- (エ) 万が一発生したネットワーク障害の状況について、本町職員でも容易に把握でき、一次対処ができる構成となること。
- (オ) 定期的なバックアップ等により、機器のシステム設定やデータの復旧が可能な構成となること。
- (カ) 現行ネットワークと比較して運用が効率化され管理負担が軽減される構成とすること。
- (キ) サーバ、コアスイッチは指定のサーバ設備設置場所に設置すること。
- (ク) 異なるネットワーク間にファイアウォールを設置すること。
- (ケ) デジタル庁等が求める標準仕様書等の要件に適合した構成変更適切に対応すること。
- (コ) 社会の変化に適応し、随時芳賀町にとって最適な構成を提案できること。

第6章 その他

6.1 関連文書

本事業における提案書作成に当たり、本業務仕様書の他、以下の別紙を参照すること。

別紙 1_芳賀町組織一覧

別紙 2_三層ネットワーク図 (要秘密保持誓約書)

別紙 3_光路線系統図 (要秘密保持誓約書)

別紙 4_芳賀町サーバ室設備構造説明資料 (要秘密保持誓約書)

別紙 5_芳賀町役場無線 AP 接続図 (要秘密保持誓約書)

別紙 6_芳賀町役場庁舎配線系統図 (要秘密保持誓約書)

別紙 7_サーバ室電源回路構成 (要秘密保持誓約書)